

2017.4.13 (Thu)
15:00~17:00

法学研究所
第134回特別研究会

関西大学千里山キャンパス
児島惟謙館1階第1会議室

刑法の限界としての緊急避難

講演概要

刑法上の正当化事由と免責事由とはその不処罰という法律効果において共通であり、実務的にはこれを区別すべき必要性は殆どない。そこで、英米法や日本法のようにこの両者を(明確には)区別しない法秩序も存在する。しかしながら、この区別はある一点において法適用を少なくとも容易にする効果を有している。それは、緊急避難行為に対する正当防衛が可能か否かという問題においてである。正当防衛は日本法においても急迫不正の侵害を要件とする。すなわち違法な行為に対するものであることを要する。緊急避難行為が処罰されない理由が正当化にあるとすれば、これに対して正当防衛を行うことは許されないし、免責されるにすぎないとすれば正当防衛が可能である。そこで、緊急避難の古典的な事例であるミニョネット号事件とカルネアデスの板事例を素材に、日本法とドイツ法を比較しながら、正当化事由と免責事由との区別を考える。

講演

ヤン・C・イェールデン 氏

※講演言語:ドイツ語

Jan C. Joerden

ヴィアドリナ欧州大学

(フランクフルト・アン・デア・オーダー)教授

通訳
司会

葛原 力三 関西大学 法学部教授

聴講自由
申込不要

問い合わせ



関西大学 研究所事務グループ

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35
TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721
E-mail: hogakuken@ml.kandai.jp